



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目 6 番 5 号
株式会社もしもしホットライン
(コード番号：4708 東証第一部)
代表取締役社長 竹野 秀昭
問合せ先 広報・IR 室長 和田 謙司
電 話 03(5351)7200(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更理由

- (1) 当社ならびに子会社の新たな事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものです。(変更案第 2 条)
- (2) 公告の迅速化と効率化のため、当社の公告方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録名簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過した日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更を決議したものとみなされております。(現行定款第 8 条～第 12 条・変更案 附則)

- (4) 社外取締役ならびに社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役ならびに社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするためのものであります。(変更案第 25 条・第 32 条)

なお、社外取締役の責任限定契約(変更案第 25 条)については、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日(火)

以上



変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~29. (条文省略)</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>30. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式取扱規程に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 <条文省略></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 <u>当社は、第8条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~29. (現行どおり)</p> <p><u>30.販売促進支援業務及び代行業務</u></p> <p><u>31.採用、給与、人事管理、研修等の人事に関する業務</u></p> <p><u>32.受付、案内、駐車場管理、清掃、車両管理、社宅管理、出張旅費計算、清掃等の総務業務</u></p> <p><u>33.売上計算、原価計算・仕訳等の会計・経理業務</u></p> <p><u>34.医療・療養施設及び教育・文化・娯楽施設の運営業務</u></p> <p><u>35.資産管理・査定業務</u></p> <p><u>36.酒類の販売または媒介業</u></p> <p>37.前各号に付帯する一切</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p><削除></p> <p>第8条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>



現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 13 条 ~ 第 26 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第 27 条 ~ 第 32 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 11 法 ~ 第 24 条 < 現行どおり ></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 26 条 ~ 第 31 条 < 現行どおり ></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>附則</p> <p>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 2 2 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は同日経過後、自動的に削除されるものとする。</p>